

第 5 回大阪市国民保護協議会 議事要旨

1 日時

令和 7 年 3 月 28 日（金）16 時 30 分～17 時 00 分

2 場所

ホテルプリムローズ大阪 2 階 鳳凰西

3 出席者

【構成員】

横山会長（市長）、苦瓜委員、宮本委員、早田委員、松井委員、小林委員、高橋委員（副市長）、橋口委員、長沢委員、西野委員、宮口委員、大野委員、車田委員、宮川委員、吉村委員、牧委員

【事務局】

危機管理室長 安東、危機管理室危機管理課応急対策担当課長 倉澤

4 議事内容

【事務局】

- ・ 只今より、第 5 回大阪市国民保護協議会を開会する。
- ・ 開会に先立ち、委員の出席状況について、報告する。
- ・ 本協議会は、大阪市国民保護協議会条例第 4 条第 2 項に基づき、会議の成立には過半数において、委員の出席が必要となる。本日は、委員総数 30 名のうち 22 名の委員が出席しているので、本協議会は有効に成立していることを報告する。
- ・ 委員の紹介については、配付の大阪市国民保護協議会構成員名簿をもって代えることとする。
- ・ 本日の協議会は、大阪市国民保護協議会運営要綱第 2 条の規定に基づき、公開で行われていることを報告する。
- ・ それでは、本協議会の会長である、横山大阪市長より挨拶を賜る。

【会長（市長）】

- ・ 平素から防災対策並びに危機管理行政の推進をはじめ、大阪市政の各般にわたり格別のご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。
- ・ 大阪市では、武力攻撃や大規模テロなど不測の事態に備えて、国民保護法に基づき、平成 19 年に大阪市国民保護計画を策定した。
- ・ 市民生活の安全確保は最も重要かつ基本的な使命である。
- ・ 大阪市は 275 万人の市民が暮らし、特に昼間人口は 350 万人以上となる大都市である。
- ・ 武力攻撃やテロなどの事態が発生した場合に備えて、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、様々な措置を円滑に実施するために計

画を作成し、平素からの備えを万全なものにしておくが大変重要である。

- ・ 昨今、北朝鮮から弾道ミサイルの発射が頻発している状況などから、万が一、市域において武力攻撃事態等が発生した場合でも、市民の生命や財産等を保護し、市民生活に及ぼす影響が最小となるよう、本市の国民保護計画を変更するものである。
- ・ 協議会委員には、それぞれの立場からのご意見を賜る。

【事務局】

- ・ 議事に入る前に、配布資料の確認を実施する。
- ・ 「協議会次第」
- ・ 資料1 「大阪市国民保護計画の変更について（諮問）」
- ・ 資料2 「大阪市国民保護計画変更案について」
- ・ 資料3 「大阪市国民保護計画新旧対照表・変更案」
- ・ 資料4 「大阪市国民保護計画の変更について（答申）案」
- ・ （参考資料）配席図
- ・ （参考資料）大阪市国民保護協議会構成名簿
- ・ （参考資料）国民保護法（抄）
- ・ （参考資料）大阪市国民保護協議会条例
- ・ （参考資料）大阪市国民保護協議会運営要綱
- ・ 本協議会の議長は、大阪市国民保護協議会条例第4条第1項で本協議会の会長が議長となることが規定されているので、横山会長にお願いする。

【議長（市長）】

- ・ これより議事に入る。
- ・ 議題「大阪市国民保護計画の変更案に対する答申について」の中の大阪市国民保護計画変更案を大阪市危機管理室から説明をお願いする。

【事務局】

- ・ 資料1「大阪市国民保護計画の変更について（諮問）」の説明
- ・ 資料2「大阪市国民保護計画変更案について」の説明
- ・ 資料3「大阪市国民保護計画新旧対照表・変更案」の説明

【議長（市長）】

- ・ それでは、何か質問等はあるか。
- ・ 質問がないので、審議に入る。
- ・ 大阪市国民保護計画の変更について、資料4「大阪市国民保護計画の変更について（答申）案」のとおり答申するが異議はないか。
- ・ 異議がないので、議題「大阪市国民保護計画の変更案に対する答申について」は承認

とする。

- ・ これをもって本日の議題はすべて終了となる。

【事務局】

- ・ 「大阪市国民保護計画の変更案」が承認されたことから、今後の手続きについて説明する。
- ・ 大阪市国民保護計画の変更においては、国民保護法第 35 条第 5 項の規定により、大阪府知事と協議を行う必要がある。
- ・ 本協議会終了後、協議を実施し、市長決裁を経て、変更後の計画に基づき運用開始となる。
- ・ 国民保護法第 35 条第 6 項の規定により、速やかに大阪市会に報告する。
- ・ 今後の手続きについては以上となる。
- ・ 会議の閉会にあたり、横山大阪市長より挨拶を賜る。

【大阪市長】

- ・ 本日、大阪市国民保護計画の変更案のご審議を賜り、疑義なく、本協議会から答申を得る運びとなった。
- ・ 万が一の場合に市民の生命と財産を守るため、今後、本計画に基づき、国民保護に関する取り組みを一層積極的に推進していく必要がある。
- ・ 4 月から大阪・関西万博が開幕するが、来場者やスタッフが安全に帰宅・帰国いただけるよう関係機関との連携が必要である。
- ・ 大阪市としても万博開催期間中を想定した災害やテロ等に対する訓練を重ね、万全の体制を整えてきた。
- ・ 引き続き、本協議会の皆様方におかれては、お力添えを賜るようお願い申し上げます。

【事務局】

- ・ 以上で、第 5 回大阪市国民保護協議会を閉会する。